



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本資本主義の思想としての「家族国家観」
Author(s)	久世, 了
Citation	北海道大學 經濟學研究, 17(2), 107-141
Issue Date	1967-07
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31163
Type	departmental bulletin paper
File Information	17(2)_P107-141.pdf



日本資本主義の思想としての「家族国家観」

久 世 了

1. 問題の提起

今日の日本経済が資本主義に固有の経済法則によって解明されるべきものであることはいうまでもないが、だからといってそれが経済諸法則によって解明しつくされるということとはあり得ない。なぜなら、経済諸法則は本質的に抽象的なものであり、現実の経済そのものとは全く次元を異にするからである。資本主義的な経済諸法則は、資本主義的生産様式の内部において、諸個人が、自己に割り当てられた経済的機能を果たしつつある間の諸行為が、おのずから織りなすところの客観的な傾向を、抽象的に把握したものにほかならないのである⁽¹⁾。

ところが、現実の経済においては、諸個人の行為は、直接には彼の意識によって動かされるものである。たとえばエンゲルスのことばをかりると、「人間をうごかすものはすべて、その頭脳を通過しなければならないということ、このことは、なんとしても、さけるわけにゆかない——飲み食いさえもそうであって、それは頭脳によって感じられる飢えや渇きではじめられ、同じく頭脳によって感じられる飽満でおわるのである。人間におよぼす外界の影響は、人間の頭脳のうちに表現され、頭脳のうちに、感情と思想とし衝動とし意志決定として、要するに『観念の流れ』“idealen Strömungen”として反映して、そしてこの形において『観念の力』“idealen Mächten”となるのである。さて、もしもこのように、人間が一般に『観念の流れ』についてゆき、『観念の力』から影響を受けることを自分にゆるしているという実情—もしも人間のこうした実情が、こういう人間を観念論者たらしめるといふのならば、いくらかでも正常に発達した人間は、だれでもうまれながら

の観念論者なのであって、そうなると、およそそのほかになお唯物論者などというものがどうして存在しえようか？」⁽²⁾

このように言うことができるとすれば、ひとつの経済社会の中に資本主義的経済法則があらわれ、その社会が資本主義的再生産をつづけて行くためには、その社会を構成する諸個人が、なんらかの主観的な「観念の力」にうごかされてとる行為の連続が、実は客観的には、彼が資本主義的生産様式の内部においておかれている彼自身の位置にふさわしい経済的機能を果し、その再生産に貢献している、という関係が一般的に成立していなければならないわけである。こうした諸個人の客観的位置と意識との適合的な関係は、それではどのようにして保証されうるのであろうか。このばあい、決定的に重要なことは、諸個人の果すべき経済的機能を規定する彼の位置なるものが、究極的には、彼と生産手段との関係にその本質的な基準を求めざるをえないということ、つまり諸個人の経済的機能の内容の決定因は、生産手段の所有者かそうでないか、という点にある、という事実である。そして、一定の発展をとげた資本主義社会においては、諸個人が生産手段を所有する社会的集団に属するか否かは、極端に言えば、彼の意識が形成される前からすでに決まっているのであって、例外はあっても、一般的には諸個人の経済的位置は、彼の運命と言わなければならない。

だが、このことから直ちに、諸個人は彼の運命である経済的機能に適合的であるようなもの以外の観念を抱き、それに従って行動することが、はじめから全く不可能なのだ、ということはできないであろう。しばしば用いられる「反映」ということばを、そのように機械的に解釈することは問題であって、現実には、諸個人はさまざまな「観念の力」から影響をうけて行動する自由がありながら、しかもきわめて冷酷な「淘汰」のメカニズムを通してその自由が相対化され、そのことによって結局大多数の個人が結果的に自己の経済的機能に適合する観念にみちびかれる、といえるように思われる。この点を鋭く指摘したのは、マックス・ウェーバーのつぎのことばである。

「今日の資本主義経済組織は、一つの巨大な既成の秩序であって、各人は

生まれながらにその中に入りこむのであり、各人（少なくとも個人としての）には事実上動かしがたい外枠として与えられているものである。誰人も市場に関連をもっているかぎり、この秩序は彼の経済行為に対して或る規範を強制する。製造業者が長期間この規範に反して行動すれば必ず経済的淘汰を受けねばならず、労働者がこの規範に適応しえず、或いは適応しようとならない場合には、必ず失業者として街頭に投げ出される。」⁽³⁾

このように、諸個人における観念、意識と経済的位置、彼の生存の基礎、との間に「淘汰」の関係が成立するためには、一定の条件の存在を必要とする。すなわち「資本主義の特性に適合するような生活態度と職業観とが『淘汰』によって選ばれる——すなわち、その他のものに対して勝利を占める——ことが可能であるためには、そうした生活態度と職業観念とがあらかじめ成立していなければならず、しかもそれが個々人の中に孤立的ではなく、人間の集団によって抱かれる物の見方として成立していなければならない」⁽⁴⁾のである。

ウエーバーは、このような観点から、まさに西欧社会においてはプロテスタンティズムの倫理が資本主義に先立って「あらかじめ成立していた」ことの意味を明らかにしたのであるが、そのようなウエーバーの試みを、エンゲルスの「人間を行動させるものは、すべて人間の頭脳を通過しなければならない。しかしそれがこの頭脳のなかでどのような形態をとるかは、大いにその周囲の事情によっている」⁽⁵⁾ということばに対比するとき、きわめて深い意義があるように思われるのである。しかしそれと同時に、われわれは、果して現実の経済における、経済諸法則に還元しつくすことのできない要素としての意識や観念を、こうした「淘汰」の概念のみを通して経済とかかわらせることができるか否かを考えてみると、それは必ずしも充分ではないことに気づかざるをえないのである。すでに見たように、資本主義社会における諸個人の経済的機能は、諸個人が、生産手段の所有者であるか否かによって基本的に区分されるであろう。生産手段を所有する階級に属する人々は自己の所有する生産手段を、資本主義的企業の形態の下に労働力と結合さ

せ、もって現実の生産を行なわせるという機能をもつ。この機能は、とりも直さず「経営」である⁽⁶⁾。他方生産手段を所有しない階級の人々は、資本主義的企業の中で労働に従事し、その報酬として受けとる賃銀で自分自身を再生産するという「賃労働」としての機能をになっている。このように、資本主義社会が、生産手段の所有に基礎づけられて「経営」の機能をになう階級と、生産手段の無所有から必然化される「賃労働」の機能をになう階級とに分かれる、ということは、前者の機能が社会的生産物の第一次的な処分をも含んでいるだけに、生産と消費の分離、ひいては両者の対立、そういうものとしての「疎外」を意味しており、したがってそこから階級間の経済的利害における不一致、両者の間の階級対立、が生ずることは、否定できない現実である。

このような事態がある限り、労働者階級に属する人々が、その経済的機能、即ち階級的地位そのものに適合しないような「観念の力」から影響を受ける可能性は大きい、と見なければならない。ところが先にみたように、労働者にふさわしくない観念を抱く労働者は、その観念が彼の行為に表われる限り「淘汰」される可能性がつねに存在する。しかしそうした労働者があまりにも多くなったとしたら、反対に資本主義的生産そのものが危機におちいり、ついには資本主義自体が逆に淘汰されてしまうに至るであろう。とすれば、労働者階級のうちで、自己の経済的地位に適合しない、したがってそれに否定的な観念の力に影響された部分は、自己が淘汰されないために、より多くの労働者を自分たちの味方に獲得しようと働らきかけを行なうに違いないであろう。

他方、これに対して「経営」のにない手としての資本家階級に属する人々は、個々の企業を維持してゆく責任としても自己の経済的地位を意識せざるを得ないだろうから、自己の属する階級自身の「経営」に必要な能力と意識とを強める一方では、経営の存立の基礎としての「賃労働」の確保に関心を持たざるをえない。つまりここでも、資本家階級—その自覚的な部分—からの、労働者に対する意識的な働らきかけが、どうしても避けられないものと

して生ずるわけである。

このようにして、階級社会としての資本主義社会においては、諸個人、なにかんずく労働者階級の意識をめぐって、諸階級の客観的な利害と直接間接に結びつくような諸観念が——もちろんそれらを代表するさまざまな人々によって——自己を絶対的に妥当するものとして主張しあう、という事態が生ずるわけであり、そして当然そうした自己主張は、諸個人を超越する秩序の外枠としての国家権力を手中におさめようとする政治的な運動に発展せざるをえないであろう。とすれば、客観的に資本家階級の経済的利害が実現しつつある資本主義社会には、資本家階級の国家、即ちブルジョア国家が対応するほかはなく、このブルジョア国家を頂点としてそれを支えたそれとからみ合うさまざまな意識的秩序や諸制度が形成され、それらを通して一定の観念の力——資本家および労働者にそれぞれ適合的なそれ——が全社会に強く影響し、もって資本主義的生産がなめらかに進行するような主観的条件がたえず作り出されるであろう。これこそ、いわゆる「上部構造」の本質的内容にほかならないであろう。

しかし、ここであらためてわれわれは、こうした「上部構造」の形成が「経済的土台」そのものから直接にはじまるのではなく、これまで見てきたとおり、あくまで経済の外に「あらかじめ存在していた」さまざまな観念形態の間の淘汰、選択を通じておこなわれるという事実を、確認しておかなければならない⁽⁸⁾。この事実こそ、実はわれわれの個別資本主義分析の出発点たるべきものだからである。資本主義経済は、それが社会的分業の一定の展開を歴史的的前提とするものであり、後者はまた一定の範囲での交通と秩序の維持とを前提とする以上、資本主義は、文化的、政治的にまとまった存在としての民族国家を単位とする国民経済として、はじめて成立しうるものであった。したがって資本主義社会は独自の文化的伝統をもち、したがって独自の観念によって構成される「上部構造」を上述のような理由から必然的にともない、それによってそこでの階級間の関係が独自の色彩をおびざるをえないような、一個の国民社会として、はじめて実在しうるのである。

経済学が、究極的には具体的な経済における階級の間の関係を問題にするものであるとすれば、それは当然に、資本主義社会としての一つの国民社会を、その「上部構造」も含めて分析することでなければならない。こうした観点から、従来の日本資本主義分析の試みを検討してみると、日本において資本主義が成立し発展する歴史的過程に対して、日本に固有のさまざまな意識や観念が、客観的にどのような意味を持ったか、という点の掘り下げは、不十分であったといえるように思われる。言いかえると、日本の資本主義発達の過程において、そのにない手を動かした「観念の流れ」はどのようなものであったか、それと、日本の近代国家の支配的原理をなした観念とはどのような関係があるか、上に見たような意味でのブルジョア国家形成の問題は日本ではどのように考えられるべきか、について、西欧における歴史的過程との性急な比較や類推にとらわれず、事実在即して分析する努力は、ほとんど見られなかったと言えるのではないだろうか。本稿において私は、こうした角度から、まず日本資本主義発達の時期における政治的秩序の原理としての「家族国家観」を簡単に要約したのち、これと、日本資本主義の積極的なにない手としての資本家階級の自己主張の根拠となった観念とのつながりを問題にしつつ、若干の考察を試みたい。

- (1) 経済諸法則の抽象性についてはマルクス自身しばしば言及しているが、大塚久雄「社会科学の方法」(岩波新書)はとくに興味ある議論を示している。
- (2) エンゲルス、出隆、藤川覚訳「フォイエルバッハ論」(国民文庫) 37ページ。
- (3) マックス・ウェーバー、梶山力、大塚久雄訳「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」(岩波文庫) 上、50ページ。
- (4) 同上、51ページ。
- (5) エンゲルス、上掲訳書、64ページ。
- (6) 今日ではとくに「所有と経営の分離」という問題があるが、ここでは「経営」という機能の存在そのものが、資本主義的企業のそれとしては、あくまで生産手段の所有に基礎づけられていること、したがってそうした「経営」の直接の担当者とは、たとえ彼自身「所有」と切り離されているとしてもなお資本家階級の一員として、その内部での分業の一環をになうものと見なさなければならない。
- (7) 現実の資本家が生まれながら本能的に、あるいは生産手段の所有者であることから直ちに、資本家として機能的に行動できるわけではない。上註(6)でふれた「所

有と経営の分離」もまさにこうした点と関連があるものと思われる。

- (8) ウェーバーは、本文に引用した「プロテスタンティズムの倫理」の文章のすぐあとで「こうした『観念』が経済的状況の『反映』或いは『上部構造』として生じるものであるという素朴な史的唯物論の考えかたについては、のちに詳細に論ずるつもりである」と記しているが、こうした点についてウェーバーとマルクス、エンゲルスの間には、意外に大きな共通部分があるように思われる。なお大塚、上掲書を参照。

2. 帝国憲法下の原理としての家族国家観

日本資本主義の発展過程を歴史的に見るとき、そこには大きな二つの画期が見出される。即ち、第一に、封建的な徳川幕藩体制を否定し、天皇親政のたてまえの下に統一国家が形成された明治維新であり、そこに成立した明治政府の「富国強兵」をめざす諸政策が、日本資本主義の本格的発達の出発点を与えるものとなったことは、すべての人の認めるところであろう。士族層の反乱、自由民権運動、農民一揆などの諸困難をのりこえた明治政府が、明治22年の帝国憲法によって政治的秩序をほぼ完成させるころ、紡績業を中心とする日本の資本主義的諸産業も着実に成長し、明治23年には最初の恐慌を経過し、同20年代の末から産業革命の時期に入り、日露戦争を経て第一次大戦の終結をむかえるころには、日本資本主義はもはや独占資本主義としての体制を確立していた。やがて日本は大陸における権益をめぐる英米などとの対立を深めて「大東亜戦争」に突入し、敗戦によってアメリカを中心とする連合国の占領下におかれ、帝国憲法下の秩序が徹底的に否定されるいわゆる「民主化改革」という第二の大きな画期をむかえる。ここにおいて新しい条件の下におかれた日本資本主義は、いわゆる朝鮮ブームなどを経て再建からより高度の発展をとげて今日に到ったのであって、こうした約一世紀にわたる歴史を、明治維新、なかんづく帝国憲法制定のころから1945年までの時期と、戦後の民主化改革以後今日までの現行憲法下の時期とに区分することは、日本資本主義の、「上部構造」もふくめた全構造的な分析のためにはどうしても必要であり、また意味のあることであろう。

さて、こうした区分を前提としたうえで、日本資本主義の個性をうち出す

要因としての固有の観念形態を問題にするとすれば、さし当り 1945 年以前の、帝国憲法下での、日本資本主義の形成、発展の時期における固有の思想、即ち日本資本主義の積極的な主体としての資本家階級を導びき、その自己主張の根拠をなした観念を、とり出すことが必要であることは、言うまでもないであろう。しかしわれわれは、いきなり資本家階級を問題にするまえに、その思想の分析のひとつの基準として、この期間を一貫していた政治的秩序の原理をとり出しておくことが必要と思われる⁽¹⁾。以下、この点について簡単なスケッチを試みておこう。そのために、まず帝国憲法そのものを、つぎに帝国憲法下で公教育を通して国民の意識に決定的に重要な影響を与えた教育勅語をとりあげてみたい。

帝国憲法は、明治維新によって成立した政府が、条約改正、自由民権運動といった対内的、対外的問題に迫られて制定したものであるが、形式的には近代憲法でありながら、本来近代憲法がそなえていなければならない内容——国民の政治参加、権力分立を通じての国民の基本的人権の保障——を欠いているために「外見的立憲主義」の憲法と呼ばれていることは、今さら指摘するまでもない事実である⁽²⁾。こうした帝国憲法の特徴を端的に示すのは、冒頭の第一章、「天皇」の諸規定であるが、とりわけ、第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と主権在君の原則をまず示したのち、第二条に「皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ継承ス」として、主権者たる天皇の皇位はさらに憲法外の皇室典範によって規定されるものであることを定め、続く第三条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」として、天皇がまさに宗教的権威を帯びた超越的絶対者であることを規定している点に、帝国憲法の本質的内容をわれわれは見出すことができるのである。むろん、帝国憲法は、上にもふれたように、一応近代憲法としての形式をととのえる必要があったため、憲法の条規による統治、議会、国民の諸権利についても規定しており、そこから民主主義的解釈の可能性が存在したのではあるが⁽³⁾、しかしそれはあくまで論理上の可能性にとどまり、現実にはその反対に、この憲法が天皇の絶対専制的な支配を基礎づける「不磨の大典」としての役割を

果したことは、なんとしても否定するわけにはいかないのである。

さてそこでわれわれの問題は、このような帝国憲法の、神聖不可侵の天皇の絶対的統治という原理が、どのような根拠にもとづいて主張されているのか、ということではなければならない。帝国憲法の、とくに上に見たような特徴的な規定を背後から支える正統化の論理がいかなるものであったか、この点を明らかにするもっとも手近な方法として、帝国憲法制定にたずさわった人々自身の手になり、伊藤博文の名で公刊された半公的註解書としての「憲法義解」の説くところにきくことにしよう⁽⁴⁾。まず第一条について「義解」はこう解説している。

「恭て按ずるに、神祖開国以来、時に盛衰ありと雖、世に治乱ありと雖、皇統一系宝祚の隆は天地と與に窮なし。本條首めに立国の大義を掲げ、我が日本帝国は一系の皇統と相依て終始し、古今永遠に亘り、一ありて二なく、常ありて変なきことを示し、以て君民の關係を万世に昭かにす。

統治は大位に居り、大権を統べて国土及臣民を治むるなり。古典に天祖の勅を挙げて『瑞穂国は吾子孫可王之地宜爾皇孫就而治焉』と謂へり。又神祖を称へたてまつりて『始御国天皇』と謂へり。…所謂『しらす』とは即ち統治の義に外ならず。蓋祖宗其の天職を重んじ、君主の徳は八州臣民を統治するに在て一人一家に享奉するの私事に非ざることを示されたり。此れ乃憲法の拠て以て其の基礎と為す所なり。」

このような「義解」の説明によれば、第一条の「万世一系の天皇」とは、天祖、即ち日本の国土を創造した神からの直系の子孫であり、その神から日本の国を「しらす」べき「天職」を与えられているのであるが故に、統治の主権が天皇にあるのだ、ということになる。そしてこのような説明は、当然に天皇の神との系譜的つながりを通して天皇自身の神聖性をも明らかにするものであり、このことを明確に規定した第三条について、「義解」がつぎのように記していることは、まさに第一条と相照応するわけである。

「恭て按ずるに、天地剖判して神聖位を正す（神代紀）。蓋天皇は天縱惟神至聖にして臣民群類の表に在り。欽仰すべくして干犯すべからず。」

このように、帝国憲法に内在する原理が、創造神からの直系の子孫である（＝「万世一系」）天皇の神聖性にもとづく絶対的統治にあるとして、教育勅語の教えるところはいかなるものであろうか。明治23年10月30日發布された「教育に関する勅語」は、翌24年山県内閣が文部省令11号によって小学校修身の基準とすることを指示して以来、一貫して帝国憲法下の教育にその刻印を押してきたのであるが、それだけに、独特の表現をもつこの勅語の解釈をめぐる意見もわかれ、これも公的性質をもつ井上哲次郎の「勅語衍義」をはじめ、二百数十部の解説書が現われたと言われている⁽⁵⁾。しかしその多くは、教育勅語の権威をはじめから承認したうえで、自己の思想上、宗教上の立場をそれによって権威づけようとしたものと言われており、現実には教育勅語が教育に適用されるばあいの解釈には、根本的な問題はなかったように思われる。そうした解釈の例として、昭和11年に当時の代表的教育学者吉田熊次の著した「日本教育の理念」なかんづくその第七章「教育勅語と我が国の教育理念」は、時期的にみても、教育勅語の現実的な理解のひとつの到達点を示すものと考えられるので、いまそれを手がかりに教育勅語の内容を検討してみよう。

彼によれば、日本教育の理念を端的に示すものが教育勅語であり、その内容は「国体観念」にはかならない。この国体という語も解釈には巾があるが、しかし「教育勅語に示されて居る我が国体の本義とは、萬世一系の御代々の天皇が天祖の神勅を奉体せられ、広大な規模の下に悠遠に亘って動くことなく御統治遊ばされしことと、御代々の天皇が御自ら範を垂れて臣民を教化せられ、君徳を深く樹立遊ばされたることとである。かく神聖なる天皇に依って我が国が統治せられ、かかる大御心によって我が臣民が指導せられて居るということこそ、我が国体の政治の本質と解すべきである…」（上掲書、113ページ）。教育勅語の冒頭の一節「我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」はさし当り以上のように解釈されているわけであるが、これを先に見た帝国憲法の原理と比較すると、全く同じように「萬世一系」の天皇が祖先神から命をうけて超越的支配を行なう、とうたっ

ているにとどまらず、天皇の支配は道德の世界にまで及ぶものであることが示されているのである。それでは天皇によって命ぜられる道德の内容は何かという、教育勅語は、上の一節に続けて、「我カ臣氏克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ我カ国體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」としており、天皇から要求される徳とは忠と孝であって、その忠孝を教えるところに教育の目的がある、という主張が示されているのである。ところで問題はこの忠と孝の具体的内容である。いうまでもなく「孝」を道德の基本的内容とするのは儒教の立場であるが、そこでは孝は必ずしも忠とは両立しないばあいがあり、そのことを前提としたうえで「孝」が基本道德とされているのである⁽⁶⁾。ところが教育勅語では、道德の命令者が忠の対象としての君主でありながら、同時にそれが孝と並べて要求されているのは、いったいどういう理由があるのであろうか。この点にこそ教育勅語の重要な意義がある、として吉田熊次はつぎのように説明する。「我が国にあっては忠ならんと欲すれば孝ならずとか、孝ならんと欲すれば忠ならず、とか言うことはあり得ない。」(同、132ページ) 何故ならば、「我が国家組織の根本原理たる万世一系の天皇の大御心を奉体することが忠であり、かかる民族的精神を継承することが孝である」からである(同、129ページ)。もう少し具体的に言えば、「儒教の説く所の孝道は親子間の対個人的関係を主とし、又父母の感覚的心情を慰むることを孝道の要諦となす傾向あるが故に、家全体を主とする孝前観念が明確でないように思われる。然るに我が国にあっては、家の観念が本で、しかもその家なるものは家族個々人の単なる集合以上のものである。即ち家という全体観念は独り子の父母に対する道を規定するのみでなく、父母の祖父母並に子女に対する道をも規定するのである。我が国の孝道はかくの如き世界観、人生観を土台とすることを明確に理解しなければならぬ。否単にそれのみではなく、全国をも一家一族となし、皇室を宗家となす所の大家族主義にまで昇華せられなければならぬ。」(同、139ページ)。つまり、忠と孝とが一致し、相互に矛盾しないためには、孝が儒教的に、現実の親子の間に成立する概念であってはならず、より抽象化され

た家の祖先への忠誠でなければならない。そのうえで、皇室が国民の宗家、即ち国民ひとりひとりの属する家の祖先——それがさし当り個人の忠誠の対象——の究極的に帰属すべき総本家である、という関係が存在するときに、はじめて孝はそのまま忠であり、忠はまた孝としてあらわれる、という結果が生ずる、というわけである。

このような「全国をも一家一族となし、皇室を宗家となす所の大家族主義」を、彼はまた「家族的全体国家主義」（同、150ページ）とも名づけているが、今日ふつうに家族国家観と呼ばれているものの内容は、こうしたものにほかならないと思われる⁽⁷⁾。いずれにせよ、教育勅語の論理は、帝国憲法に示された「万世一系の天皇の統治」に、さらに天皇と国民との間の家族的关系をいわば肉づけしたものであるということができるが、ここでは注意すべき点は、こうした肉づけが決して単なる追加ではなく、「万世一系」の概念と「家族的全体国家主義」との間には、論理的にきわめて緊密な関係があり、両者を切り離すことは不可能だ、ということである。なぜなら、一方では天皇が「万世一系」であるからこそ神聖不可侵の絶対的統治者である、という帝国憲法の原理は、その中に、過去においていったん成立した統治者—被統治者の関係がそれぞれの子孫にまでも維持されるべきだ、という論理を含んでおり、その意味では祖先への道徳的關係が政治支配を媒介しているのであり、他方上に見たような家族的全体国家観は、「祖先の祖先」の系譜を今に伝える宗家としての「万世一系」の天皇なくしては、成立し得ないものであることは明らかであるからである。

このようにみる限り、帝国憲法と教育勅語の示す政治的社会的秩序の原理が、本質的に同一であること、その原理は要するに「万世一系の天皇」を中核とする家族国家観であること、を確認できるのであるが、そうであるなら、われわれは、このような原理にもとづいて構成された国家社会を、きわめて古くからの伝統にもとづく宗教的色彩を帯びたものとして、いわば伝統的宗教国家、と呼ばなければならないであろう。いまみたように、家族国家観がともかくも有効であるためには、第一に、教育勅語が要求するところの

独特の孝の概念、吉田熊次のことばをかりれば「子の父母に対する道を規定するのみではなく、父母の祖父母並びに子女に対する道をも規定する」ような、祖先にさかのぼることによって個人を絶対的に拘束するような「家」全体を主とするところの、孝道観念が、一般的に成立し受容されていなければならない、このことは、「家」という形での祖先崇拝が民衆の大多数の宗教意識として存在しなければならないことだと言ってもよい。ところがまさにこうした祖先崇拝が、日本においては、遠く氏族制社会にすでに見出すことが出来、それ以来の伝統的な観念形態として存在し続けて来たことが確認されているのである⁽⁸⁾。しかし家族国家観は、決してそうした祖先崇拝と同義語ではない。それがまさに国家観念に結びつき、したがって政治権力をもその中に包摂しうるためには、国土を創造して子孫にその統治を命じた神、あるいはその神の「万世一系」の子孫としての天皇、というこれまた独自の宗教意識がこの祖先崇拝と結びつかなければならないのである⁽⁹⁾が、こうした天皇崇拝が、「古事記」「日本書記」の成立以来、それらを典拠としてつねにひとつの思想の流れとして日本の伝統の一端をなして来たことも、否定することのできない事実である⁽¹⁰⁾。そして、帝国憲法、教育勅語はこうしたいわば古代以来の伝統的な宗教意識を現実の政治的社会的秩序の原理として再編し強化する役割を果たしたのであり⁽¹¹⁾、この原理たる家族国家観は、伝統的宗教意識をそのまま政治的統治の根拠としたからこそ、それにもとづく国家はまさしく宗教国家というべき性質のものであり、そこにこそ異質の宗教、とくにキリスト教とは、国家そのものが直接に対立せざるをえなかったのであった⁽¹²⁾。

さて、以上においてわれわれが検討してきたのは、その下で日本資本主義が発展をとげて来た帝国憲法下の国家秩序の原理がどのようなものだったか、という問題であった。そして、その原理としてとり出されたものが家族国家観であるが、この原理は決して帝国憲法、教育勅語によってはじめて打ち出されたものではなく、すでに幕末の尊皇論において明確にうち出され⁽¹³⁾、討幕＝明治維新の運動そのものをみちびく思想となったのであり、

したがって日本の近代国家は、1868年の維新以来一貫して伝統的宗教国家であった、ということができるのである。ところがこのような事実こそ、まさに日本の近代の歴史をいちじるしく複雑にしているものであり、それ自体としてきわめて伝統的色彩をおび、日本資本主義の成立に先立って確立されたこのような国家の本質の理解をめぐる、さまざまな論議が重ねられて来たことは、いまさら述べる必要もないことである。しかし、本来特定の国家形態の歴史的本質は、前節に述べた点からも明らかなように、その国家がいかなる階級的利害を表現しているか、という側面から明らかにさるべきものであり、その国家の表現する秩序維持の原理が、どのような階級の自己主張の論理なのかの解明されなければならないのである。この点を、当面の問題に即していえば、日本資本主義は、その成立以前に形成された独特の伝統的宗教国家の下で高度の段階にまで発達をみたのであった。ところで当然、発展した日本資本主義の積極的主体としての資本家階級の利害は、その階級自身によって主張され、その自己主張は必ず全社会的秩序の原理をその中に含んでいなければならない。その原理は、すでに存在していた国家の原理としての家族国家観に対してどのような関係にあったのか、この点の解明を通じて、はじめて伝統的宗教国家の階級の本質も解明されるであろうし、そのほかそれと関連するさまざまな諸問題にも解明の見通しが与えられるであろう。本稿の中心をなす日本の資本家階級の思想という問題について、以上の考察を前提としたうえで、次節において分析を試みることにしよう。

- (1) 前節で迎えた方法的視角を公式的に理解すれば、この政治的秩序がそのまま資本家思想であると言わなければならないかも知れないが、第一にはそうした公式自体を現実の歴史によって検証することが必要であること、第二にとくに日本のばあい、のちにもふれるように、資本主義そのものより政治的秩序の形成が先行したという特殊な事情があり、したがってここでまず政治的秩序を問題にするのは、さし当りあくまでひとつの手がかりとしてに過ぎないことを断っておきたい。
- (2) 岡義武、「近代日本政治史Ⅰ」281 ページ以下。家永三郎、「日本近代憲法思想史研究」6 ページ以下、参照。
- (3) 帝国憲法の民主主義的解釈については家永、上掲書、がくわしい。

- (4) 以下の引用は、宮沢俊義校註、「憲法義解」（岩波文庫）による。
- (5) 源了円、「教育勅語の国家主義的解釈」（坂田吉雄編、「明治前半期のナショナリズム」所収）177ページ。
- (6) この点については、津田左右吉、「儒教の実践道徳」などを参照。
- (7) このような帝国憲法下での日本の政治と社会的秩序の分析としては、丸山真男（「現代政治の思想と行動」）、石田雄（「明治政治思想史研究」）、近代日本政治構造の研究）、藤田省三（「天皇制国家の支配原理」）、川島武宣（「日本社会の家族的構成」、「イデオロギーとしての家族制度」）、辻清明（「日本官僚制の研究」）各氏を中心とする研究が積み重ねられて来ているが、それらの全体を通じて、西欧諸国との対比、類推が強く意識されている結果として、日本社会固有の論理そのものの追究が必ずしも徹底的になされていないようにも思われる。
- (8) たとえば橋浦泰雄、「民間伝承と家族法」などを参照。
- (9) この点を端的に示す一例をあげておこう。「祖先崇拝といふことは、昔から一般的にあったのであるが、大抵のところではこれは色々な条件に禍ひされてそれが十分に徹底し醇化することになつては居らぬのである。これが人生の自然のままに神ながらにすらすらと誰憚らず物の見事に大規模に純粋に徹底的に実現せられて居るのが日本に於ける皇祖皇宗に集注する一切日本人の祖先崇拝である。」（井上肇著、「帝国憲法制定の精神」15—16ページ。傍点原文）。
- (10) 和辻哲郎、「尊皇思想とその伝統」、肥後和男、「日本国家思想」（教養文庫）などを参照。
- (11) なおこの点では、早くも明治6年に紀元節が制定され天皇の祖先神による国家創造の思想を普及させる役割りを果して来たことに注意しなければならないであろう。くわしくは日本史研究会編、「日本の建国」参照。
- (12) この対立を具体的に示すものは、内村鑑三の教育勅語に対する敬礼拒否に端を発するいわゆる「教育と宗教の衝突」事件であり、くわしくは宮川透、中村雄二郎、古田光編、「近代日本思想論争」などを参照。
- (13) その代表的なものが、いわゆる水戸学なかんづく会沢正志斎の「新論」であった。

2. 日本資本家階級の思想

日本の資本家階級に固有の思想をとらえるには、どのような角度から接近するのがもっとも有効な方法であろうか。最近とくに、日本の資本主義経済のいない手としての経営者、資本家の、いわば人間的な特質、といった側面への関心が高まり、内外の研究者によって多くの成果が積み重ねられている

が⁽¹⁾、その多くは、それぞれ代表的と見なす資本家・経営者を取り出して、その経歴、行動、思想を解明する、という手法をとっている。ところがそうした代表的人物の選択、その人物の分析の方法などは、研究の意図がさまざまであるのに応じて多様であり、しかもその意図自体が、はじめからある特定の図式をもってそれを裏づける材料を求めるという傾向が強いため、分析の手法もかなり主観的、あるいは恣意的と言わざるをえないように思われる。しかし本来この問題は、客観的にみて、全体としての日本資本家階級の自己主張の論理がいかなるものであったか、という本稿におけるような視角からとり組まれるべき性質のものであり、そのためには、従来ほとんど注目されていなかった資本家団体の活動が重要な意義をもつように思われる。先にもふれたように、資本家階級は、本質的に資本主義的秩序の維持を要求するものであり、その目的の実現のために究極的にはブルジョア国家を形成するのであるが、そのいわば中間項として資本家自身が主体的に団体を形成して、階級としての自覚をふかめつつ対外的に自己主張を行なうという過程が、論理的にも考えられるし、また事実わが国でも資本家による団体組織は相当の発展をみたのである。そこで、本節においては、そうした資本家団体を通して、日本資本家階級の思想の理解を試みることにしたい。

わが国におけるこの種団体のもっとも古いものは、ふつう明治10年7月に設立された銀行業者の団体である「択善会」であるとされている⁽²⁾。「富国強兵」の目的のために近代産業を西欧先進諸国から導入しようとした明治政府は、そのためにさし当り必要な金融制度をととのえるべく、アメリカの National Bank を範とする国立銀行条例を明治5年に制定、これにもとづいて三井、小野の出資により日本最初の近代銀行として第一国立銀行が翌6年に設立された。その後国立銀行の設立があいつぎ、明治9年の同条例改正を経て同10年夏には全国の銀行数は20をこえ、東京と横浜では、唯一の私立銀行であった三井銀行を加え11行の本・支店が営業していたと言われている。しかし、もともと全く新しい制度である銀行の経営に当たった人々は、技術的に多くの困難にぶつかり、それをのりこえるべく、国立銀行条例

の制定を手がけたあと第一国立銀行の頭取となって同業界の指導的地位にあった渋沢栄一を中心に、「摂善会」なる団体がつくられたのであった。

この団体は、その後東京銀行集会所となり、各地の銀行集会所の先がけとなったほか、手形交換所の母胎にもなるなど、金融業界の組織として重要な意味をもつことは言うまでもないが、「摂善会」そのものの性格をうかがう一端として、発足当時その規約には「此会同ノ本旨ハ相互ニ親睦シテ業務ノ旺盛幸福ヲ図ルニ帰ス因テ要スル所ノ談論ハ……凡ソ商務ノ實際ニ就テ各自ノ持論見解ヲ述ベテ我カ營業ヲ補益スルニ止リ其学範法律上ノ論説ニ奔ルコトヲ禁ス」とあるのが、二年後にはこれを改正して「学範法律上ノ論説ニ奔ルコトヲ禁ス」の部分が削除されたことを挙げておこう。こうしたことは、「摂善会」と密接に関係する二つの出来事にも通ずるものがあるように思われる。そのひとつは、今日の東京商工会議所の前身である東京商法会議所が明治11年3月に設立されたことで、やはり渋沢栄一が指導的役割を果たしつつ、商工業に利害あることに関して行政当局の諮問に答え、また自からも調査活動を行なうなど積極的に商工業を推進する機関として、つくられた商法会議所は、数年後には一時名前だけの存在となったが、明治16年に東京商工会として生まれかわり、同23年には東京商業会議所として組織もとのえ、全国各地に続々と生まれた会議所と手をつないで全国的な連合組織も結成、商工業者の利害の主張に重要な役割を果たして来たのである⁽³⁾。

「摂善会」に関係するもうひとつの重要な出来事は、「東京経済雑誌」の発刊である。「摂善会」は、発足後まもなくその議事録の配布による情報の交換をはかっていたが、明治11年5月からは、その機関誌として「銀行集合理財新報」を、福地源一郎編集名義で、東京日日新聞の発行元である日報社から月刊させていた。そのころ、経済に関する雑誌としては、この「理財新報」のほかに、明治10年末以来大蔵省から発行されていた「銀行雑誌」があり、その編集に当時大蔵省にあった田口卯吉がたずさわっていたのであるが、明治12年1月には、「摂善会」即ち渋沢栄一の肝いりで、この「銀行雑誌」と「理財新報」が合併、本格的な経済雑誌を田口卯吉を編集のもとに月

刊することになったもので、これが「東京経済雑誌」発足のいきさつであった。このようにいくつかの出来事をみると、われわれは、早くも明治10年代の初め、銀行業から始まった日本資本家階級の形成そのものと並行して階級としての自覚の深まりが進行することを見出すのである。

これに続いて、明治13年には製紙联合会、明治15年には紡績联合会、と業界団体が結成されたが、興味深いことに、前者は初めから価格協定、職工の雇傭条件の取決めなど直接的な経済的機能をになっていたのに対し、後者は、のちに代表的なカルテル団体といわれた大日本紡績聯合会の前身であるにもかかわらず、発足当時は、単なる業者の親睦団体に過ぎなかった、といわれている⁽⁴⁾。ともかくこのように資本家階級の陣容がととのえられてゆく背景には、官業払下げ、松方デフレなどを経てようやく日本の近代産業が根をおろしはじめ、明治23年には最初の資本主義的恐慌現象が見られるにいたる客観的過程が存在するわけであるが、こうした時点において、資本家階級の利害に重大な関係のある政治問題が生じ、彼らの立場が積極的に主張せざるを得ないような事態が現われたのであった。それは「工業者と職工者との間及師弟の間」に生ずる種々の問題の解決の基準たるべき「取締法」としての職工条例を制定する動きが、すでに明治14年に農商務省が内務省から分離独立するとともに始まっていたのであるが、明治20にいたって職工条例、職工徒弟条例の具体的な案がまとめられた、ということである⁽⁵⁾。これに先立って、同16年にはこれらの条例の要項がつくられ、そうした作業の過程で東京商工会に諮問されたのになんて、商工会からは「工業上傭主被傭者間及師弟間ノ取締ヲ必要ト認ムルヲ以テ速カニ適當ノ法律ヲ立テテ發布セラレシト希望ス」と回答したいきさつもあるのであるが、実際に当局者によって具体案が作成されるとなると、恐らくは、先進国の工場法に見られる、産業全体の長期的発展のために個々の企業のエゴイズムを抑制する、という思想の影響を受けて、明治20年の法案には、労働者の保護規定といい得るようなものが、ある程度盛り込まれていたものであった。

ところが、上に引いた回答に見られるような商工業者の期待は、決してそ

うした保護規定ではなく、彼らの頭痛のタネであった労働者の逃亡と争奪とを規制する文字通りの労働者取締法だったのであり、したがって明治20年の条例案は、彼らの直接の利害には合致しないものであったことは確かであった⁽⁶⁾。結局この案は現実化しなかったが、政府は労資間の関係を規制する法令の制定をあきらめることなく、明治24年に改めて「職工ノ取締及保護ニ関スル件」として、「本邦工業ノ発達ニ伴ヒ旧来の毎戸製造ハ漸次工場製造ニ変遷スルハ勢已ムヲエザルノ情况ナリ、而シテ今ヨリ傭主職工間ノ関係ヲ円滑ニシ資本ト労力トノ権衡ヲ維持シ以テ相互ノ利益ヲ永遠ニ保全シ以テ諸般ノ紛擾ヲ未然ニ防遏スルノ目的ヲ以テ必要ナル法令ヲ制定スルハ工業発達上ノ緊要事件ナルヲ認メ茲ニ其区域程度及方法ヲ諮問ス」と、全国の商業会議所に諮問があった⁽⁷⁾。

これに対して、堺商業会議所を除いたほかはすべての会議所が反対を述べたのであるが、その答弁は異口同音に、我国は古来から雇主被傭者間の関係は極めて円滑であり、父子のように、主従のように、親密なのであるから、別に法律を設けて労働者保護といった面まで規定する必要はない、というものだったという⁽⁸⁾。このような、いわば家族主義の論理をもって労働者保護法に反対する資本家階級の論理は、上の諮問の直後に「東京経済雑誌」にのせられたつぎのような論説の議論と同じものだといってよいであろう。

「我国実業社会の事情果して職工条例を制定する必要あるか。余輩未だ此の如き必要あるを発見する能はず。欧州諸国が職工条例を設けたるは皆已むをえざるの必要に出でたるなり。（中略）

顧みて我邦実業社会を観察すれば事情大に異なり。雇主と職工との関係は古来の習慣道德の制裁ありて之を規定せり。或は其間柄父子の如きものあり、君臣の如きものあり、師弟の如きものあり、欧州諸国の雇主及び職工の関係と同一視すべからず。或は活版印刷業の如き、鉱山業の如き、多人数の職工を使役する器械製造業の如き文明の新事業に於ては雇主と職工の間柄幾分か冷却するものあらん。然れども未だ相仇敵視する者あるを聴かざるなり。況んや我国に於ては此種の事業は実に僅々指を屈するに足れり。我邦に

於て從來雇主と職工との関係を親密平和たらしめたるは、實に其間靄然たる道徳的感情の存するあるが故なり。故に今若し職工条例を設けて雇主、職工の権利義務を規定するときは、或は恐る双方の間に存する靄然たる道徳的感情を一掃し去らんことを。」⁽⁹⁾

ここで注目すべきことは、工場法制定への反対が、「靄然たる道徳的感情を一掃」する恐れがある、として主張されていることである。この「靄然たる道徳的感情」がいかなるものかは、明治29年の第一回農商工高等會議で渋沢栄一が「職工ノ使役方法ニ付テ、例ヘバ幼者ノ衛生健康ヲ妨ゲル程ノ程度デ使フトカ云フヤウナコトハ、吾々ノ工場デハ先ヅナイト思ヒマス」と発言しているさいの論法にも見られるように、決して労働者の一方的な服従のみではなく、資本家の側の良心にもとづく恩恵的な保護対策をも含むものとしての「淳風美俗」と解さるべきであり、要するに上に引いた主張は、「わが国古来の淳風美俗たる慈恵方針によって各個資本家の経営内に於ける労働保護を為すに任せよ」、そうすれば労働者もまた同じ道徳的感情に感化されて、たとえばストライキといった行動に出るとは決してあるまい、という、それ自体としては一応首尾一貫した主張とみることができるのである⁽¹⁰⁾。

しかしこうした主張が有効でありうるためには、まさに資本家側が「例ヘバ幼者ノ衛生健康ヲ妨ゲル程ノ程度デ使フトカ云フヤウナコト」があつてはならないのであるが、日本資本主義の現実の発展は、とくに日清戦争後の急速な産業発達のプロセスとともに深刻な労働問題を発生させ、明治36年農商務省から刊行された「職工事情」は、結核女工、壮丁職工の病気、36時間労働、監禁寄宿舎、工場懲罰など、悲惨な事例の報告がおびただしい数にのぼることを示した。こうした事情の中で、明治30年以後、組織的な労働運動や社会主義運動も展開されるにいたり、また客観的にも労働人口の肉体の損耗は工業上、国防上もはや放置できない、という主張も強まり、先に見たような「淳風美俗」は、事実によって裏切られざるをえなくなったのであった。ここに至って、東京商業會議所も、明治36年3月に、会頭渋沢栄一の名をもって農商務省あてに「工場取締ノ為メ工場法ヲ制定スルコトニ関シテハ、本會議所

ハ大体ニ於テ其不可ナキヲ認ム…」という意見書を提出するのであるが、しかしその内容は「普通工場ニ於テ十一、二才ノ幼者ヲ使用スルハ經濟上不利益ニシテ工場主ノ欲セサル所ナルニ拘ハラス、其偶々コレアルハ要スルニ其家計上ノ必要ニ出ツルモノニシテ寧ロ工場主ノ慈恵ニヨルモノトス、……左レハ従来我国工場ニ於テ幼者ヲ使用シ又ハ女工ヲシテ長時間ノ労働ニ服セシムルコトアリト雖トモ、工場主カ適當ノ程度ヲ超ヘテ之ヲ使役シ其健康ヲ害スル如キハ實際ニ於テ未タ其例ヲ見サル所ナリ…」として職工徒弟の年令、徹夜業、就業時間などを法的に規制することに反対するなど、決して先にみた「淳風美俗」の立場は放棄されなかったのであった⁽¹¹⁾。しかしその後も「工場及職工ノ状態ハ依然トシテ革マラサルノミナラス、其ノ弊害ノ矮正ヲ要スルモノ益多キヲ加ヘ来タリシ」⁽¹²⁾ため、結局明治44年に不完全なものながら工場法が制定され、大正5年には実施の運びとなったのであった。

しかもこの間に行なわれた日露戦争によって刺激された日本資本主義は、いっそう高度の発達を示し、財政金融政策など多くの面でさまざまな問題に直面、また明治末にはほとんど完全に抑圧されていた労働運動も、大正元年の鈴木文治による友愛会の結成以来、ふたたびその力を増してくるなど、資本家階級としては自己の立場を積極的にうち出してゆく必要はいっそう小さくなったことは想像にかたくない。そしてこの必要にこたえようとしたものが、ひとつは日本工業倶楽部であり、もうひとつは協調会の設立であった。第一次大戦さなかの大正6年に設立された日本工業倶楽部は、その設立趣意書に

「吾等時局ニ対シ茲ニ感ズル所有リ、工業家ノ連絡ヲ鞏固ニシ、斯業ノ發展ヲ図ルコトヲ目的トスル公益法人ヲ組織シ、此目的ヲ達スベキ方法トシテ、主トシテ工業ニ関スル諸種ノ問題ヲ調査シ工業ニ関スル知識ノ完備普及ヲ図ルト同時ニ努メテ之レガ研究發明ヲ奨励シ、更ニ会館ヲ建設シテ、会員相互ノ親睦ト其知識ノ交換トヲ図リ…」

とその目的を記し、百万円の基金と当時の代表的資本家約二百人を集めて発足、その理事長として運営の責をになったのは、「三井の総師」たる田塚磨

であった⁽¹³⁾。

この同じ年の秋にロシアで社会主義革命が行なわれたことはわが国にも直ちに波及、米騒動や友愛会の左傾化など階級対立が現実の姿をとりはじめ、こうした情勢に対応して原敬の政友会内閣が出現、いわゆる大正デモクラシーの時代が展開するのであるが、このような「時局」に対し工業倶楽部が早くも大正7年に資本労働問題調査委員会を設けて、「労働問題を根本的に研究することとした」のは、日本資本家階級の中核的存在としての同倶楽部としてはきわめて当然のなりゆきであったと言えよう。

さてそこで、先に見た工場法問題をめぐる論議のあとを受けて、工業倶楽部がうち出した労働問題対策はいかなるものであったろうか。上記の委員会は、中島久万吉を委員長として活動をはじめ⁽¹⁴⁾、まず大正8年、労資協調に関する機関として信愛協会というものを設立してはどうか、という内務大臣の諮問に対し、設立趣意書、設立綱領を決定して工業倶楽部理事会を経て答申、これにもとづいて同年末、協調会が創立されるにいたったのであった。ここで注目すべきことは、工業倶楽部の答申した信愛協会設立趣意書がつぎのように記している点である。即ち産業組織の発達と国民思想の変遷に伴って社会問題が複雑化するのは止むを得ないが、「帝国百年ノ憂」を残さないためにはいま何らかの手をうつ必要がある。ところが欧米にくらべわが国にに幸いにして「古来の美風」がいまなお残っており、「若シ善ク事業主ノ社会的自覚ヲ促カスト同時ニ労働者ノ修養向上ヲ図リ両者ノ意思ヲ疏通セシメ」事業上の両者の利害が共通であることをさとらせれば、つまり「我国固有ノ長トスル所ヲ進メ」ることによって、吾邦独特の解決を見ることができよう。ところが「事業主ノ施設ニ係ルモノハ往々其美名ノ下ニ小恩ヲ售リ私利ヲ図ルニ非サルヤ」誤解ヲ招キ易ク労働者ノ自助的経営ハ却テ事業主ト労働者トノ間ニ於ケル意思ノ疏通ヲ妨ケ両者對抗ノ形勢ヲ誘致スルノ虞無シトセス、だから両者の外に超然として「事業主ノ自覚ヲ促カスト同時ニ労働者ノ美德ヲ涵養シ」その他各種社会政策的事業を誘導助成して「両者ノ協同融和ヲ図ル」機関として、信愛協会を設立すべきである、というので

ある⁽¹⁵⁾。

このように、資本家階級の立場からの「淳風美俗」の主張は決して捨てられてはいないのであって、先に見たような現実の労働問題の発生と思恵の家族主義との矛盾は、「事業主の自覚」と「労働者の修養」の不足に還元されてしまい、だからこのふたつの条件を回復するための修養、教育の機関が必要だとかたちに変えられているのである。だからこそ協調会は「協調主義の精神は階級斗争を否認すると同時に階級の調和融合を図らんとするに在る、而して之が為には一方に於て資本家の謙抑自省を促すと共に、他方に於て労務者の地位の向上、福利の増進を図ることが、今の時に於て最も緊切なる事項である。」と宣言したのであった⁽¹⁶⁾。このように明治20年代以来の資本家の「淳風美俗」主義は、個々の資本家の道徳的欠点を承認することによって、現実労働者の状態を説明することができ、資本家、労働者の両者を超越して道徳的権威によって両者の利害の一致が得られることを説き、それによって結果的には労働者の反資本主義運動を阻止しようとしたのである。そして、その超然たる権威の役割を直接に果そうとしたのが信愛協会＝協調会だったわけだが、それではどうして協調会はそのような権威であると主張しえたのであろうか。興味深いのは、協調会を代表したのは会長徳川家達、副会長清浦奎吾、大岡育造、渋沢栄一、といった人々であり、旧封建貴族、官僚貴族、議会政治家、それに資本家の指導者としての渋沢を加え、いわば当時の社会的権威を総動員したかたちになっていることである⁽¹⁷⁾。

この協調会とほぼ同じ時期に、ヴェルサイユ体制の一環として第一回国際労働会議がワシントンで開かれることになり、わが国からも武藤山治らの代表が派遣されることになったが、工業倶楽部はこの会議において論ぜられるはずの1日8時間（1週48時間）労働について、「吾邦ノ労働者ハ欧米ノ労働者ノ如ク夫ノ集約的作業ニ従事シテ短時間ノ労働ニ於テ全身ノ精力ヲ集中スル規律的習慣ニ闕クル所有リ自然能率ノ低級ナルヲ免レ難」いとして反対し、また失業の予防、救済についても強制失業保険は「一面ニ於テ工場主ヲシテ労働者ニ対スル其責任ノ觀念ヲ薄弱ナラシメ更ニ一面ニ於テハ労働者ヲ

シテ漫ニ其ノ保護ニ狎レシメ」るから時期尚早であると反対する内容の意見書を発表した⁽¹⁸⁾。こうした態度の中にも、ますます国際的関係を深めてゆく中で日本の資本家階級があくまで日本固有の伝統たる「淳風美俗」の立場から労資間の秩序を維持してゆこうとする意志が見られるのであり、大正11年に工業倶楽部を母胎に、日本の経済界を国際的に代表する組織として日本経済聯盟会が設立されたのも、多分にかような意味での「国際理解」の努力の表われとみられる面があるように思われる。

しかし、工業倶楽部について、何といっても重要なのは、労働組合法案の問題をめぐる活動であった。大正11年、内務省の外局として社会局が生まれ、労働組合法を法認する法律案が検討され始めたのが、大正14年には一応の成案が得られるに到った。これに対して工業倶楽部は、きわめて重大な問題だとして直ちに委員会を設けて検討し、具申書と修正案をまとめて政府に提出した。この両者は、原案にあるような「労働条件の維持改善を目的とする」労働者の団体としての労働組合法を法認するならば、「労働争議ハ到ル所ニ起リテ産業上ノ騷擾ヲ醸シ」、各産業はたちまち衰退して国家もまた衰退し、問題は労資間にとどまらない、もし組合法を認めるなら、その目的は「労働条件ノ維持、改善、技能ノ向上、相互協助及ビ産業ノ発達ヲ図ル」ものと規定すべきだ、と主張するものであった⁽¹⁹⁾。

これを受けた政府は、社会局案を一部手直したうえ、翌15年の第51議会に提出したが、これに対し工業倶楽部はまたこの案が「事実上労働組合ヲ以テ労働者及非労働者ノ大同団結タラシメ階級斗争の具タラシムルモノニ外ナラズ。吾人ハ産業ノ維持発展ハ飽ク迄モ労資ノ融和協調ヲ本旨トセザルベカラザルヲ信ズルガ故ニ如此規定ニ対シ絶対ニ反対スルモノナリ」として修正意見を提出した。結局この議会では、労働組合法案は実現せず、その後も、工場法制定までの経過を思わせるような動きが昭和年代に入っても続けられたのであった。そして、この問題の結論が出たのは、昭和6年のことであるが、工場法と違って、労働組合法はついに実現をみなかったのであった。それには、工業倶楽部が、上に見たように執拗に反対を続けたばかりでなく、

労働組合法反対運動のための独立の組織として全国の実業団体をひとつにした全国産業団体聯合協議会などの動きがあずかって力があつたことは、間違いない事実であり、これを機として昭和6年4月、全国産業団体聯合会が組織されたのであつた⁽²⁰⁾。

こうした資本家側の労働組合法反対運動の論法は、昭和6年3月全国の新聞にいっせいに発表された「声明書」が、「我国産業の長足の進歩は一に資本、労働、経営三者の協調精神に基く努力」であつたのに、「我国の労働組合は多くは過激な主義者の指導の下に組織せられ……徒らに斗争精神を鼓吹し」その結果産業がおびやかされているのであるから、そうした「斗争の組合」を公認する結果になる組合法に絶対反対するのだ、と述べている点に、きわめて特徴的に示されているように思われる。資本家階級が、資本主義的秩序の維持そのものを意味する「労資協調」を主張することは、きわめて当然のことであるが、日本の資本家階級は、これまで見てきた限りでは、労資協調を、単なる物質的利害の一致といった論拠によってではなく、まさに「淳風美俗」の問題として、つまり労資双方の道德——きわめて家族主義的な——によって実現されるしまた実現さるべきものとして、主張してきたのであつた。そして、「淳風美俗」論が現実によって裏切られようとする、その事態の原因を労資双方の道德的無自覚に求め、その自覚をうながすための道德教育的機関としての協調会をうみ出したのであり、あくまで家族主義的道德のわくの内部で解決しようとしたのであるから、労働者の権利として労働組合の結成を認め、労資の対等の交渉の中に利害の一致点を見出そうとする西欧流の考え方の入りこむ余地はなく、労働者の修養団体としてのそれ以外の組合は、いっさい「協調精神」を否定する「斗争精神」の表現として受けとられたことは、きわめて当然の結果だったのである。この点にこそ、個々の資本家のゆきすぎを抑える、として「淳風美俗」のわくの中におさめうる工場法に対して、労働組合法が徹底的な反対をこうむらなければならなかつた理由があるのではないだろうか⁽²¹⁾。

以上述べてきたことからすれば、丸山真男氏が「雇傭関係の法的規制にた

いするブルジョアジーの一貫した抵抗が……『淳風美俗』をとりでにしていた」⁽²²⁾とされている通りであるが、こうした労働組合法案反対の先頭に立って精力的に活動した工業倶楽部理事長団琢磨は、周知のように昭和7年、右翼テロリストによって暗殺され、あたかも資本家階級の立場と右翼的な超国家思想とが根本的に対立するものであるかのような事態が生じたのであるが、しかしいままたように、資本家階級の主張はつねに家族主義的な道德主義としての「淳風美俗」を表面におし出し、しかも協調会などは、そうした「淳風美俗」を維持する道德的權威を資本家階級が必要としていたことを示しており、このことは自から前節でわれわれが見た教育勅語的な家族国家観に通ずるものがあり、他方超国家主義も家族国家観と異質的というより、むしろその一面——「八紘一宇」に表現される天皇の支配の対外的拡張——を強調したものとみることができ、団やその直前の井上準之助の暗殺は、少なくとも本質的な立場の対立の結果をみることは不可能である⁽²³⁾。

しかしこのような資本家階級の立場と家族国家観との関係をより直接に示すものは、昭和6年の満州事変以降の事態の推移である。昭和7年の「五一五事件」、同11年の「二・二六事件」、同12年の「支那事変」と日本が超国家主義的な思想の支配の下に軍国主義化してゆくなかで、資本家団体——工業倶楽部、日本経済聯盟会、全産聯および昭和3年に設立された日本商工会議所を中心とする——は、大陸への侵略的政策に対する「国際理解」をもとめる「民間外交」をくりひろげる一方、「支那事変」に際しては直ちに政府支援を決議して現地軍に激励電報を送るなど、政府との一体性をとみに強く示すのであるが、とりわけ重要と思われるのは、「産報運動」と「経済新体制」の問題である。

前者は、昭和13年ごろから、全国的に展開され、要するに「事業一家、産業報国」のスローガンのもとに、労資間の紛争をいっさいなくそうとする運動であって、昭和15年には、閣議決定された「勤労新体制確立要綱」の下に「産業報国会」は勤労組織として、戦時動員体制の一環にくみ入れられてゆくものであった。注目すべきことは、この産報運動が決して純然たる官製運

動ではなく、もともと昭和13年2月に協調会に設けられた時局対策委員会で「産業労資間の指導精神の確立」のために発案され、これに対して全産聯も全面的に賛成して具体的方策を練り、同年7月に運動の中央機関として産業報国聯盟が発足、政府と一体になって活動を続けた結果、労働組合は全く姿を消して昭和15年にいたったのである⁽²⁴⁾。このように産業報国運動のかかげた「事業一家、産業報国」は、先に見た資本家階級の一貫した立場と直接につながるものであることがわかるのであるが、一方、同じ昭和15年には、国内の軍時体制の整備を目的とした「新体制」が近衛文麿によって提唱され、同年近衛内閣の成立とともに具体化することになった。これに対して郷誠之助を中心とする資本家団体代表たちは、「新経済体制は日本固有の美点に適應するものたることを要し苟くも国体觀念に遠ざかり家族制度を破壊するが如き傾向ある可らざること」など三点を確認したうえで、同年末、工業倶楽部、全産聯、経済連盟会を含む7団体名をもって意見書を提出したのであった⁽²⁵⁾。この意見書は、経済界、即ち資本家の意志を尊重すること、という条件をつけて、新体制の目指す全面的経済統制に進んで協力する方向を示したものであり、この線にそってこのあと、各種の経済団体は、統制組織として国家そのものとびったり一致した存在となってゆき、そのまま1945年の敗戦をむかえたのである。

以上われわれは限られた資料と紙数の中で日本の資本家階級の中核をなして来た諸団体の活動を眺めて来たのであるが、そこから浮かび上がってくることは、資本家階級が要求する秩序維持の原理が、きわめて家族主義的なものであり、究極的には家族国家観そのものの表現としての「国体」の觀念につながってゆくものである、という事実である。しかしこのことは、あるいは、強固な伝統的宗教国家に対する資本家階級の政治的妥協であり、彼らの「本心」は別のところにあったということが言えるかも知れない。そこでこうした点を掘り下げるため、以上にみてきた経過のそれぞれの時期を代表する渋沢、団および郷誠之助という三人の資本家を取り上げてその個性をさぐってみよう。

渋沢栄一は、天保11年（1840年）に今日の埼玉県深谷近くの農村の、藍の加工、販売をも営む富農の家に生まれ、家業の手伝いをするかたわら漢学の素養をつみ、嘉永6年（1853年）のペリ来航によって急速に高まった社会の動揺の中で尊皇攘夷運動に関心をもち、みずから「志士」の中に加わって横浜焼討まで計画するが、かえって元治元年（1864年）には一橋家の家臣となり、一橋慶喜が将軍となったため幕臣として、慶応3年（1867年）に慶喜の弟民部昭武にしたがってフランスに渡った。明治維新の変革を経て帰国、静岡の徳川藩に属したが、明治2年（1869年）大蔵省官吏となって、財政、金融、貨幣、産業など各方面にわたる新制度導入にたずさわったが、同6年に退官して、自から手がけた第一国立銀行の経営にたずさわって、数百の企業の設立、経営に関係したほかすでに見たような資本家階級の指導者の地位にあって精力的に活動し、大正5年に直接の企業経営からいっさい引退したあとも、協調会をふくむ多方面の社会的活動にたずさわって、昭和6年92才で死んだ⁽²⁶⁾。

このように多彩な経歴を持つ渋沢には、さまざまな角度から関心がよせられ、評伝の類もおびただしい数にのぼるが、とくに彼がきわめて積極的な論語の信奉者であったことはよく知られている。彼自身、資本家としての自己の立場を「論語算盤説」と名づけており、それは要するに「義利合一、または経済道德などと堅苦しく言ひ現されていた道德観念を極めて平易卒直に、且つ具体的に表現したもの」⁽²⁹⁾であるという。そして経済と一致する道德が論語のそれにはかならない、というのであるが、彼の主張を検討してみると、興味深いことに、彼自身をふくめて、経済活動にたずさわる動機そのものが、必らずしも論語から引き出されてはいない、という事実である。たとえば、大正元年に出された「青淵百話」の中で彼は、明治維新以前には商人が武士に対して社会的地位がきわめて低かったが故に無道德であったことを述べ、「かくのごとき有様では実業が発達し、国家が富むという理屈がないゆえ、これはどうしても実業家の品格を高め知識を進め、力を大にしなければ国家を富強にすることはできぬ。…それゆえに是非この地位を進め品格を

上げるということを実現させたいものであると、あたかも神仏に誓うと同様の覚悟をもって」明治6年に大蔵省を辞め銀行に入るという、当時の官尊民卑の風潮の中では友人から非難されるような行動をとったのだ、と述べている⁽²⁸⁾。このように、経済活動の根本的動機は、彼にあっては、国家観念と固くむすびついており、本来の儒教の立場とはくい違う点があることは、彼のつぎのことばからも、明らかである。「儒教の教から観察する人間の務めというものは、己れ一身に対しても栄達富貴を求むべきものではあるけれども、単にそれだけの事で人は此世に立つものではない、即ち国家というものを、何処までも其国民が相共に担って、そうして国運を進めて行く、従って其行動は君には忠、父母には孝、朋友には信、尚汎く家に対しては努めて之を愛し、且つ敬するという所謂忠恕の心を拡めて、世の進みを助けて行く、是が人間の務めであって、而して其間に、己れ一身の栄達も含まれて居る。」⁽²⁹⁾

このような儒教の解釈は、きわめて日本的な、まさに家族国家観の立場からのものであって、そのことは、彼の経済道德の典拠たる論語の普及のため彼自身とくに力を入れていた「斯文会」の趣意書（大正7年）が、「恭々しく惟みるに、明治天皇の教育勅語に宜示し給ふ所は、即ち吾が邦固有の道德にして、皇祖皇宗の遺訓に淵源せりと雖も、亦殆儒教の精神と符節を合せたるが如し、…是れを以て教育勅語の聖旨は、儒道を籍りて益闡明せらる可く、儒道の本義は、教育勅語によりて益権威を加ふ可し、…」⁽³⁰⁾と記していることにもうかがわれる。つまり渋沢の論語主義は、結局家族国家観にもとづく道德主義にはかならず、したがって渋沢は先にみたような公的活動においてばかりではなく、一個人としても全く家族主義的全体国家主義者であった、と言うことができるのである。

このように自己の信条をきわめて積極的に明らかにしている渋沢にくらべ、団、郷の二人は、いわばより実際的存在であって、それだけに個人としての動機などを直接理解することはむずかしいが、乏しい資料から一応の描写を試みてみよう。

団琢磨は安政5年(1868年)福岡藩の二百石取りの家に生まれ、明治3年六百石取りの団家の養子となって、翌4年、旧藩主黒田家が派遣した海外留学生のひとりとして渡米、今日のMITの前身であるボストンの工科学校で学んだ末、明治8年に帰国、当時官有であった三池鉱山に出向。明治21年に三池鉱山が三井に払下げられると同時に三井三池鉱務長となり、その後6年間三池に在任した。その後三井関係会社の要職を経て大正3年には三井合名理事に選ばれ、さらに理事長として「三井の総師」とも呼ばれ、そうした立場から、工業倶楽部理事長など、先に見たように資本家階級の先頭に立って、暗殺される昭和7年まで活動したのであった⁽³¹⁾。このように、彼は、武士層出身であり、海外留学の間には欧米の最新の技術を学んで帰る、という、日本の資本家としてはある意味で典型的なコースをたどったのであるが、その伝記によれば彼は「日本の国家は家族の延長で、家族主義が経済機構の基調を為して居る、即ち冷い権利思想ではなく、温い情誼が我国民性の根柢を成して居ることを信じ、之を強調して」⁽³²⁾ いたという。このことは、財界誌などに発表された彼の文章が、「吾人の職分が開国進取の皇謨を翼賛大成するに在るや勿論なり」(大正5年1月、「中外商業新報」)、「我國民は古來頗る犠牲的觀念に強く、君の爲め国の爲め身を棄てて顧みるところあらず、又家族關係に於ても父子兄弟姉妹間の情誼の麗しきは他に比して優秀なるものあり。……我國は此固有の美風を尊重維持すると共に之を西洋に推し拡めて彼らの欠点を補ふべく、又西洋の文化を輸入するの故を以て我國の美風を傷くることあるべからず」(大正9年元旦、同上)といった調子のもが多いことにも示されている⁽³³⁾。その団が三井鉱山の経営に当たっている間に、他の鉱山に先がけて福利施設に力を入れる一方労働者の共済組織としての「共愛組合」なるものを育てたことは、まさに「淳風美俗」の具体化といえることができるであろう。まさに彼の言動は、家族国家観——労資間の「淳風美俗」——労働組合否定、という論理のつながりをあますところなく示しているものと言えるのではないだろうか。

郷誠之助は、維新政府の大蔵省官吏でのち初代伊藤内閣の松方蔵相の下に

次官の地位にあった郷純造の子として慶応元年（1865年）に生まれた。ドイツに留学して哲学などを学んだが、資本家としてもこれという経歴のないまま、明治44年東京株式取引所理事長に選ばれ、その後大正6年に工業倶楽部発足と同時にその専務理事となり、労働組合法反対運動に団とともに活躍して全産聯会長に就任、団暗殺後は日本経済聯盟会の会長を引きつぐなど、戦時体制の下での日本資本家階級の先頭に立って活動したが、昭和17年に病死した⁽³⁴⁾。この間、昭和9年には、「番町会」の中心として武藤山治の「時事新報」から徹底的な批判をあびたことは有名であり⁽³⁵⁾、また昭和12年に内閣参議に選ばれて直接政治に関与したこともあった。

このように郷は、経営資本家としてみる限りかなり異色の存在というべきであろうが、高級官僚として爵位まで受けた父純造との関係から政官界につながりが深かったことが、彼をして昭和年代における「財界の元老」といわれるような地位にまでつかせたことは疑いがなく、そういう意味で彼はまさに日本資本主義の国家との密着した関係の象徴とも呼ぶことができよう。そのような郷が、家族国家観以外の思想をもち得たとはとうてい考えられず、事実彼の残している文章は、渋沢や団以上にあからさまな超国家主義的表現に満ちている。いまそうした例をひとつだけ挙げておこう。

「私は私有財産制度は、先づ第一に日本の国体観念から考えても認むべきものと思ふ。日本は家族主義が根本になっている。恐れ多いことだが、万世一系の上御一人を中心に仰ぎ奉って固っている国である。万世一系と言うことから尊祖の観念が自ら出て来る。即ち家主義である。個人主義の外国とは全く異なるのであって、この家主義の国体から言って私有財産制度を認めるのが当然だと思ふ。…兎に角、経済発達の上からも、国体の上からも、私有財産は認むべきものとする。」⁽³⁶⁾

このような主張をする郷が日本の資本家団体の頂点に立った、ということに、日本資本主義の特質を見なければならないのではないだろうか。

- (1) 代表的な例として、土屋喬雄、「日本の経営者精神」，「日本経営理念史」（正統），東畑精一，「日本資本主義の形成者」（岩波新書），長幸男編，「実業の

- 思想」(現代日本思想体系11), J. ヒルシュマイア(土屋, 由比訳)「日本における企業者精神の生成」などがあげられよう。
- (2) 以下「摂善会」については, おもに田村俊夫, 「渋沢栄一と摂善会」による。なおこの会の名は, 渋沢の傾倒する論語からとったもの。
 - (3) 東京商工会議所の歴史については, 「渋沢栄一伝記資料」第17—21巻に豊富な資料がある。
 - (4) 農商務省編纂, 「我国商工業之現在及将来」88ページ以下。
 - (5) 隅谷三喜男, 「日本賃労働史綱」302ページ以下。
 - (6) 藤林敬三, 「明治20年代におけるわが紡績業労働者の移動現象について」(明治史料連絡会編, 「明治前期の労働問題」所収) 137ページ以下参照。
 - (7) 風早八十二, 「日本社会政策史」117ページ。
 - (8) 金子堅太郎, 「経済政策」(高橋亀吉, 「増補改訂日本資本主義発達史」183ページによる。)
 - (9) 隅谷, 前掲書, 319ページによる。
 - (10) 風早, 前掲書, 137ページ。
 - (11) 「渋沢栄一伝記資料」第21巻, 817ページ以下。
 - (12) 岡実, 「工場法論」37ページ。
 - (13) 「日本工業倶楽部廿五年史」上巻1ページ以下。
 - (14) 上掲「廿五年史」上巻130ページ以下。
 - (15) 同上, 134ページ。
 - (16) 同上, 138—9ページ。
 - (17) なお協調会設立の経過, そこで渋沢栄一の果たした役割については, 「渋沢栄一伝記資料」第31巻に詳しい資料がある。
 - (18) 前掲「廿五年史」上巻, 148ページ以下。
 - (19) 同上, 487ページ以下。
 - (20) 「廿五年史」下巻, 699—735ページ。森田良雄, 「日本経営者団体発展史」167ページ以下。
 - (21) なおこのような「協調精神」のわくの中で労働者の組織をどの程度まで認めるかについては, 資本家団体の中でも, とくに工業倶楽部と協調会の間にある程度の違いがあったというが, それは決して本質的な対立とはいえないものと思われる。「渋沢栄一伝記資料」第31巻, 621ページ参照。
 - (22) 丸山真男, 「日本の思想」(岩波新書), 51ページ。
 - (23) のちに池田成彬が団, 井上準之助暗殺について「誤解」と言っているのは興味深い。(池田成彬, 「財界回顧」174ページ。)
 - (24) 森田, 前掲書, 297ページ以下。
 - (25) 「廿五年史」下巻, 1017ページ。

- (26) 「渋沢栄一伝記資料」各巻, 「渋沢栄一自叙伝」, 土屋喬雄, 幸田露伴による伝記などによる。
- (27) 上掲「伝記資料」第41巻, 399ページ。
- (28) 長編, 「実業思想」150ページ。
- (29) 「伝記資料」第41巻, 412—413ページ。
- (30) 同上, 16ページ。
- (31) 「男爵団琢磨伝」上下巻による。
- (32) 上掲書, 下巻, 298ページ。
- (33) 同上所収による。
- (34) 「男爵郷誠之助君伝」, 野田礼史, 「人間郷誠之助」による。
- (35) 「番町会」事件については, 入交好脩, 「武藤山治」, 有竹修二, 「武藤山治」にくわしい。
- (36) 郷誠之助, 「財界随想」62ページ。

4. むすび

前節までの考察で, われわれは, 帝国憲法下の国家原理としての家族国家観が, そのまま日本の資本家階級の思想でもあることを認めざるを得ないのであるが, このことは, 家族国家観にもとづく伝統的宗教国家としての日本の近代国家が, それ自体きわめて西欧ブルジョア国家と異質のものであるにとどまらず, それが日本資本主義そのものに先立って成立していたという歴史的事情からしても, 理解しにくいことがらである。

しかし, ここで改めて家族国家観そのものについて考えてみると, それ自体非西欧的思想ではあるけれども, 資本家の利害とはつぎの点で結びつく可能性があるように思われる。

第一に, この思想は資本主義の前提である民族国家統一を準備しうるものであること, 第二に, しかもその統一が天皇の名による強力な中央集権政府を中心として行ないうることによって, 国家を通じて直接に資本集中などの資本家的政策を行ないうること, 第三に, 超国家主義的解釈を通じて海外侵略の帝国主義的政策をうち出せること, 第四に, 今の点とは正反対に見えるが, 一家一族としての国民の宗家たる天皇の「親心」によってある程度の保護的政策を理由づけしたり, またその中に民主主義の要求を吸収できるこ

と、第五に、きわめて重要なことだが、家族主義的「淳風美俗」を權威づけることによって、企業内部にも一定の規律（ディシプリン）を維持し、生産力発展のあらわれとしての労働組織の大規模化＝「官僚制化」の傾向の中で一定の役割を果し得ること、などである⁽¹⁾。

このような諸点において、家族国家観が少なくとも高度に発展した段階の資本主義の利害を表現しうるとしても、こうした原理が資本主義の成立に先立って国家秩序に現実化していた、ということはどう理解すべきことであろうか。この点は、家族国家観がまさに尊皇討幕運動の主体である下級武士層の思想であったという事実にてらし合せてみると、一応つぎのように解釈できるのではないだろうか。封建的幕藩体制が次第に貨幣経済の展開によって崩れようとするのに対し、封建的支配者層は、それに対応すべくさまざまな手をうつのであるが、それは封建制の復活強化を目指す幕府＝上士の方角と、天皇の下に国内統一をはかる西南雄藩を中心とする下士層の方角とがあり、外国船の来航という国際情勢の中でナショナリズムに訴える下士層の尊皇論が勝利する。その結果つくられた天皇親政政府は、上記のような点で、当時すでに産業革命を経過し体制を確立していた西欧の資本主義を、そのまま移植するのに好都合な条件をもっていた。そのため、維新政府を手中におさめていた下士層は、みずから資本家に転化してゆくことができたのであって、明治の資本家の大多数が下級武士層出身であるという事実は、こうして説明される⁽²⁾。このように、家族国家観を媒介として、旧封建支配層の一部をなしていた下士層が資本家に転化する、ということこそ、明治維新とその後の日本資本主義の成立の本質的内容であり、資本家階級の思想が家族国家観にほかならないという事実こそ、その原因であり結果でもあるのである、と。

このように言いうるとすれば、家族国家観を原理とする伝統的宗教国家は、その客観的意義からすると、独自のブルジョア国家であることになるが、このようにいうことは、明治維新の理解のみならず、1945年の敗戦以後の「民主的改革」の把握にも重大な関係をもつことは明らかである。しかし

ここではこれ以上立ち入ることは避け⁽³⁾、少なくとも以上のような観点から日本の近代社会の諸問題を説明することが必要であることを強調して、本稿のさし当りの結論としておきたい。

- (1) 「官僚制化」の問題については、P・M・ブラウ、阿利莫二訳、「現代社会の官僚制」、辻清明、「日本官僚制の研究」を参照。家族主義的規律とは、いわゆる「年功序列制度」にはかならない。
- (2) 士族と資本家の系譜的つながりについては、たとえば坂田吉雄、「士魂商才」を参照。
- (3) 戦後日本資本主義の特徴といわれる「二重構造」が大企業の「終身雇用制度」とつながりがあるとされていることは、企業レベルでの家族主義の残存を示すものであり、民主主義的憲法の原理とそこに矛盾があり、そこに戦後社会の不安定の客観的条件が横たわっていると思われる点だけを、ここに指摘しておく。